

魚津市告示第117号

魚津市地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年4月20日

魚津市長 村椿 晃

魚津市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、魚津市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、魚津市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) 福祉関係者
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日の前日において、魚津市地域福祉計画策定委員会設置要領（平成14年9月12日付け決裁）に規定する魚津市地域福祉計画推進委員会の委員であった者は、本委員会の委員とみなし、その任期は、第4条第1項の規定に関わらず、令和9年3月31日までとする。